

「岩手県動物愛護のあり方に関する提言書」案の骨子について

I 動物愛護センター設置のあり方を含む動物愛護管理施策の方向性

1 動物愛護センター設置の必要性について

平成 25 年の動物愛護法の改正により返還・譲渡の推進が明記され、平成 26 年の環境省の「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」により、殺処分ゼロを目指すことが掲げられており、本県の動物愛護施策の推進のためには、動物愛護の教育や普及啓発の拠点施設の整備が望まれる。

また、既存の動物管理施設には猫専用の施設がなく、感染症対策が不十分であることから、既存施設の改修や動物愛護センターの設置を検討する必要がある。

2 動物愛護センターが担うべき機能について

動物愛護センターには、以下の 5 つの機能を備えることが望ましい。

- (1) 動物愛護思想の普及の拠点（「いのちの教育」、ふれあい体験教室）
- (2) 適正飼育及び飼主のいない猫対策の推進の拠点（相談窓口、適正飼養講習会、地域猫活動）
- (3) 生存の機会の拡大の拠点（飼養施設、治療・不妊・去勢手術施設、譲渡会）
- (4) 人獣共通感染症対策・調査研究の拠点（狂犬病等検査施設、基礎的調査研究）
- (5) 災害発生時の動物救護の拠点（災害時の救護、訓練、食料・資材の備蓄機能）

II 動物愛護センター整備に係る体制の具体化

1 保健所等との役割分担（既存施設の活用を含む）について

既存の動物管理施設を統廃合と改修のうえで効率的に活用し、捕獲・保護された犬猫は地域で返還譲渡することを原則とし、当該地域で譲渡できなかったものについては動物愛護センターに移送し、センターで譲渡していくことが望ましい。

2 盛岡市との協働について

利用者の利便性向上、建設等費用節減及び人材や知見の共有の観点から盛岡市との共同設置が望ましい。※

※参考：動物愛護法により、犬猫の返還・譲渡等については、都道府県及び保健所設置市等が行うこととなっているもの。

3 動物愛護センターの設置場所について

盛岡市内または盛岡市近郊で、交通の便がよく、犬の鳴き声による苦情等が発生しないところが望ましい。

また、他県では動物関連施設が集合した区域を整備している事例も見受けられるが、この場合、感染症対策が重要である。

4 動物愛護センターの運営方法について

動物管理に係る業務は、責任を持って管理できるような運営が重要であり、専門的知識を持った職員確保が求められる。その他の部分では民間活力の導入を検討することも有効である。

ボランティアとの協働については、動物愛護センターが主体的に募集・育成することが望ましい。また、適性に応じた役割を設定し、担ってもらうことが有効である。

さらに、動物愛護センターの設置・運営については、名前の公募や支援の会の設立など、広く県民の参加を促す仕組みを工夫することが望ましい。